

「生活保護費を引き下げるな」 知事への不服審査請求で、口頭意見陳述

「保護費引き下げは不当だ」として、県知事に不服審査請求を行った件に対して、福岡県行政不服審査会主催の口頭意見陳述が行われ、小倉南区の保護課長・同係長を相手に、審査請求人の服部拓己（小倉生健会）氏・代理人の高木健康（弁護士）氏・補佐人八記博春（小倉生健会）氏が意見陳述を行いました。



請求人の服部さん（左写真）は、「冷蔵庫やトースターやレンジは古くていつ故障するか不安。どれか一つでも壊れたら半年ぐらいはお金を貯めるためさらに苦しい生活になる」。「衣料品は何年も買

てない。ふるさと徳島だが、慶弔があっても手ぶらではいけない。贅沢な生活ではなく、先を見て元気で暮らしたい。今は、暮らしていけと言われても暮らしていけない」と訴えました。

代理人は、「保護費は一般の60%が目安なのに、今は50%台になっている。引き下げは限度を超えており、憲法に違反する。引き下げ理由の付記も不十分だ」などと述べました。補佐人は、「保護課は毎食何円と見積もったうえで引き下げたのか。電化製品は『貯金して購入しろ』というが、保護費の中で貯金分として毎月何円支給しているのか」などと尋ねましたが、保護課は「把握していません」と答えました。補佐人は「そんなことも把握せずに、保護費を削るとは何事だ。あなたたちの仕事は、『引き下げをやめるべきだ』との、市民の声を代弁して国にもものを言うことではないのか」と述べましたが、保護課は答えることができませんでした。



自民、立憲、公明、共産など超党派で 「気候変動」を超え「気候危機の状況」と衆議院で決議

衆院は11月19日の本会議で「もはや気候危機の状況だ」と訴えた「気候非常事態宣言決議」を自民、立憲、公明、共産各党などの賛成多数で可決しました。これは「役立つ」決議です。

超党派で提出された決議は「森林火災や豪雨など気候変動が深刻な被害をもたらしている」「世界は取組の強化を進めているが、各

国の目標を達成しても必要な削減量には大きく不足しており、世界はまさに気候危機と呼ぶべき状況」「もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」として、「一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、経済社会の再設計・取り組の抜本的強化を行う」との決意を示しました。

小倉生健会
生活と健康を守る
一人はみんなのために、みんなは一人のために

「気候破壊」は、
あたいたちの、
未来を守って
いやっ!



えっふん「監視」されている意識が「忖度」を一気に広げる

中島岳志東京工業大教授が新聞紙上で次のように語っていましたので紹介します。

フランスの哲学者ミシェル・フーコーは、円形に配置された独房を中心から監視できる監獄の建物になぞらえ、権力を最大化するには、実際に監視するよりも、監視されていると人々に意識させることが効率的で効果的だと指摘しました。

中島氏は、忖度のメカニズムは、これまで官僚、メディアに向けられていましたが、今回は

学問の世界に向けられました。今後、一般の人たちに向けられる可能性があり、ものと言えない社会にならないよう細心の注意が必要です。

見せしめのようにピンポイントの逮捕、処分を行って、人々に「見られている」と思わせることで、忖度が一気に広がります。

デジタル監視が進めば進むほど、私たちはあつという間に忖度する主体となる恐れがあることを自覚するべきです。と述べています。なるほど、納得。

市保護課と生健会(北九州)が懇談



生健会北九州ブロック協議会の予算要望に回答が示され、その第一弾として保護課との懇談を行いました。

コロナ禍の中で、参加人数と時間が制限されましたが、懇談テーマを絞り議論を深めました。

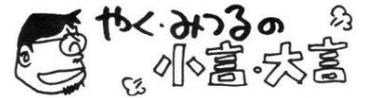
生健会から「ケースワーカーが7年連続毎年交代している。心の病気がある生活保護利用者にはつらすぎる」に対して、保護課は「人事配置上の問題でありうる」と答えましたが、生健会は「度が過ぎる」と批判しました。

ケースワーカーも電算機を見ないと内容が分からないと答える「

生活保護変更決定通知書」の改善も求めました。

「生健会は、改善を繰り返し求めているのに、担当係長が変わったら『引継ぎは受けているが、新たに具体的提出を文書で出してください』とは、あまりにも誠意がない」。

「前回の保護課との懇談後にも、1時間半をかけて生健会は保護係長に、どこが分かりにくく、どこをどうしたら分かりやすくなるかを詰めて懇談し、課題は鮮明になっていた」と怒りを込めて改善を求めました。



生活保護の生活扶助費(生活費)一覧と、加算や一時扶助費早見表(2020年10月変更分) このページがあれば保護費が分かります。

■2020年10月からの生活扶助費(北九州市在住)

小倉生健会 作成

年齢	年齢構成(才)										生活扶助費 2020年 10月～	
	0～2	3～5	6～11	12～17	18～19	20～40	41～59	60～64	65～69	70～74		75～
单身						○					20～40	73,720
							○				41～59	73,930
								○			60～64	73,720
									○		65～69	73,590
										○	70～74	71,690
夫婦等						○					75～	68,820
						○					20～40夫婦等	119,360
							○				41～59夫婦等	119,360
								○			60～64夫婦等	119,360
									○		65～69夫婦等	115,890
夫婦+子など	○					○					70～74夫婦等	115,890
		○								○	75～夫婦等	108,590
			○								20～40夫婦等、0～2才	141,930
				○							20～40夫婦等、3～5才	141,930
					○						20～40夫婦等、6～11才	143,080
			○								20～40夫婦等、6～11才×2	167,360
				○							20～40夫婦等、12～17才	149,910
					○						20～40夫婦等、12～17才×2	180,340
						○					20～40夫婦等、18～19才	149,910
				○		○					20～40夫婦等、12～17、18～19才	180,340
					○						41～59夫婦等、12～17才	147,420
							○				41～59夫婦等、18～19才	147,420
								○			60～64夫婦等、20～40才	144,780
									○		65～69夫婦等、20～40才	144,700
										○	70～74夫婦等、41～59才	141,500
										75～夫婦等、41～59才	136,970	
母子等											生活扶助費 2020年 10月～	
	○					○					20～40、0～2才	117,050
	○	○				○					20～40、0～2才、3～5才	140,000
		○				○					20～40、3～5才	117,050
			○			○					20～40、3～5才、6～11才	140,710
				○		○					20～40、6～11才	117,900
					○	○					20～40、6～11才×2	141,420
				○		○					20～40、12～17才	119,630
					○	○					20～40、12～17才×2	151,450
						○	○				20～40、18～19才	119,360
					○	○	○				20～40、12～17才、18～19才	151,450
						○	○				41～59、12～17才	119,630
								○			41～59、12～17才、18～19才	150,200
									○		60～64、20～40才	119,360
										○	65～69、20～40才	117,620
										70～74、41～59才	117,620	
									○	75～、41～59才	113,970	

※上記表は、生活扶助費です。各世帯により、住宅扶助費や加算が付く場合があります。
 ※ここで言う夫婦等とは、二人で生活していることをいう。
 ※数字は切り上げのため、10円単位で異なる場合があります。

加算

妊婦	6ヶ月未満	9,130円	
	6ヶ月以上	13,790円	
産婦		8,480円	
障害者	障害等級表 1・2級(2)ア	居宅	26,810円
		入院・入所	22,310円
	障害等級表 3級(2)イ	居宅	17,870円
		入院・入所	14,870円
	常時介護		14,880円
	介護家族		12,470円
他人介護		70,360円以内	
介護施設 入所者	母子・障害者 加算非該当者	9,880円以内	
在宅患者		13,270円	
放射線 障害者	告示(1)	43,830円	
	告示(2)	21,920円	
介護保険料		実費	

母子加算

1人目	2人目	3人目以上	北九州市 作成
18,800円	4,800円	2,900円	
【経過的加算その1】3人以上の世帯であって母子加算対象者が1人のみいる世帯			
加算対象者の年齢	0歳～14歳	15歳～17歳	18歳～19歳
加算額	3,330円	0円	3,330円

【経過的加算その2】養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、母子加算対象者が2人以下であって、当該母子加算対象者が全て入院・医療型障害児入所施設入所中の世帯

人数	1人	2人
加算額	3,330円	280円

児童養育加算

基準額	経過的加算額
10,190円	4,330円

※①4人以上の世帯に属する3歳に満たない児童、②3人以下の世帯に属する3歳に満たない児童(救護施設、職業能力開発学校等、入院患者)③第3子以降の「3歳から小学校修了前」の者について、経過的加算を該当する子1人につき別途加算する。

入院患者日用品費		
基準額	冬季加算	期末一時
23,110円以内	1,000円	13,520円

介護施設入所者基本生活費		
基準額	冬季加算	期末一時
9,880円以内	1,000円	13,520円

救護施設		
基準額	冬季加算	期末一時
64,140円	2,050円	5,070円

住宅扶助

区分	住宅扶助限度額	特別基準	経過措置
1人	～6㎡	20,000円以内	38,000円以内 31,500円以内
	7～10㎡	23,000円以内	
	11～15㎡	26,000円以内	
	16㎡～	29,000円以内	
2人	35,000円以内	41,000円以内	40,900円以内
3人	38,000円以内	44,000円以内	
4人		46,000円以内	
5人		49,000円以内	
6人	41,000円以内	52,000円以内	
7人以上	45,000円以内		
敷金等	世帯人員に応じた特別基準で定められた上限額に3を乗じて得た額の範囲内		
住宅維持費	121,000円以内	181,500円以内	

※1人の床面積は、1㎡未満を切り上げ

教育扶助(月額)

区分	小学校	中学校
基準額	2,600円	5,100円
給食費	4,300円	5,400円
学級費	1,080円以内	1,000円以内
教材代・交通費	実費	実費

出産扶助

基準額	施設	295,000円以内
	居宅	259,000円以内
特別基準額		305,000円以内
衛生材料費		6,000円以内

葬祭扶助

大人	209,000円以内
小人	167,200円以内

火葬費用が大人600円、小人500円を超えるときは、当該超える額を加算

生業扶助

区分	基準額
生業費	47,000円以内
技能修得費 (高等学校等就学費を除く。)	82,000円以内
基本額(月額)	5,300円
教材代	正規の授業で使用される教材の購入に必要な額
授業料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校における額以内の額 ただし、入学料について、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
入学料	
入学考査料	30,000円以内/回
通学費	通学に必要な最小限度の額
学級費	2,330円以内
就職支度費	32,000円以内

学習支援費

小学生	実費、ただし年額16,000円以内
中学生	実費、ただし年額59,800円以内
高校生	実費、ただし年額84,600円以内